令和 5 年 11 月 17 日 横 浜 市 健 康 福 祉 局 障 害 施 設 サ ー ビ ス 課

多機能型拠点(5館目)整備事業の実施について

1 多機能型拠点整備概要

多機能型拠点は、<u>医療的ケアを必要とする重症心身障害児者等とその家族</u>の地域での暮らしを支援するための施設で、市内6箇所に整備予定です。中期4か年計画、横浜市障害者プラン(第4期)において令和8年度までに市内6箇所に開所するものとしています。これまでに、平成24年10月に栄区に市内1館目である「郷」、平成25年10月に都筑区に市内2館目である「つづきの家」、平成29年4月に瀬谷区に3館目である「こまち」が開所しました。また、令和6年4月に、港北区に4館目の多機能型拠点を開所する予定です。

<u>この度、西区老松町の青少年交流センター跡地を5館目の多機能型拠点整備用地とし、運営法人の</u>公募を実施していきます。

※医療的ケア:痰の吸引、経管栄養、人工呼吸器など日常的に行われる医療行為

重症心身障害: 重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複する方

■事業内容

診療	診療及び往診(主な対象:重症心身障害児者等)
生活介護	入浴、排せつ及び食事等の介護、活動機会の提供、他必要な援助
居宅介護	自宅での入浴、排せつ、食事の介護等を行う居宅介護や、診療所の医師の指導の下での
訪問看護	訪問看護
相談支援	看護師やソーシャルワーカー等が生活全般の相談受付や関係機関等との連絡調整
短期入所	家族が行事等のため介助を行えない場合や休養が必要な場合に、宿泊を伴う一時的介助
日中一時支援	家族が行事等のため介助を行えない場合や休養が必要な場合に、日中のみの一時的介助
地域交流	地域団体等への地域交流室の貸出し。利用者とその家族が地域と交流する機会の提供

2 5館目整備用地について

■所在地:西区老松町25-3ほか

※現況:建物有(令和5~6年度で解体)

■整備手法(民設民営方式)

設置・運営法人に、市有地無償貸与及び建設費補助を行い、当該法人が整備を行います。

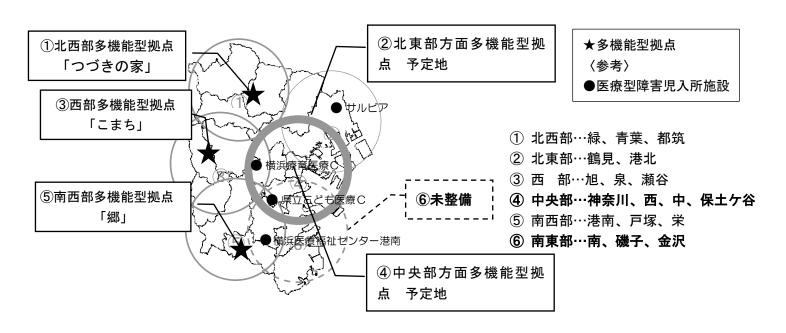


3 予定スケジュール

令和6年度法人公募(9~12月)令和7年度基本、実施設計
令和8年度広募法人ヒアリング(12月)
法人施設審査会(12~3月)令和9年度工事しゅんエ・開所準備
令和10年度法人決定(3月)令和10年度開所

【整備状況】

整備順	施設名	運営法人	住 所	開所
南西部	郷	(福)訪問の家	栄区桂台中 2-1	平成 24 年 10 月
北西部	つづきの家	(福)キャマラード	都筑区佐江戸町 509-6	平成 25 年 10 月
西部	こまち	(福) 横浜市社会事業協会	瀬谷区二ツ橋町 489-45	平成 29 年 4 月
北東部	未定	(福)横浜共生会	港北区菊名 4-4-22(予定)	令和6年4月(予定)



「郷」外観



「つづきの家」外観



「こまち」外観



地域交流室





健康福祉局障害施設サービス課

担当:畑下、加藤 電話:045-671-3560